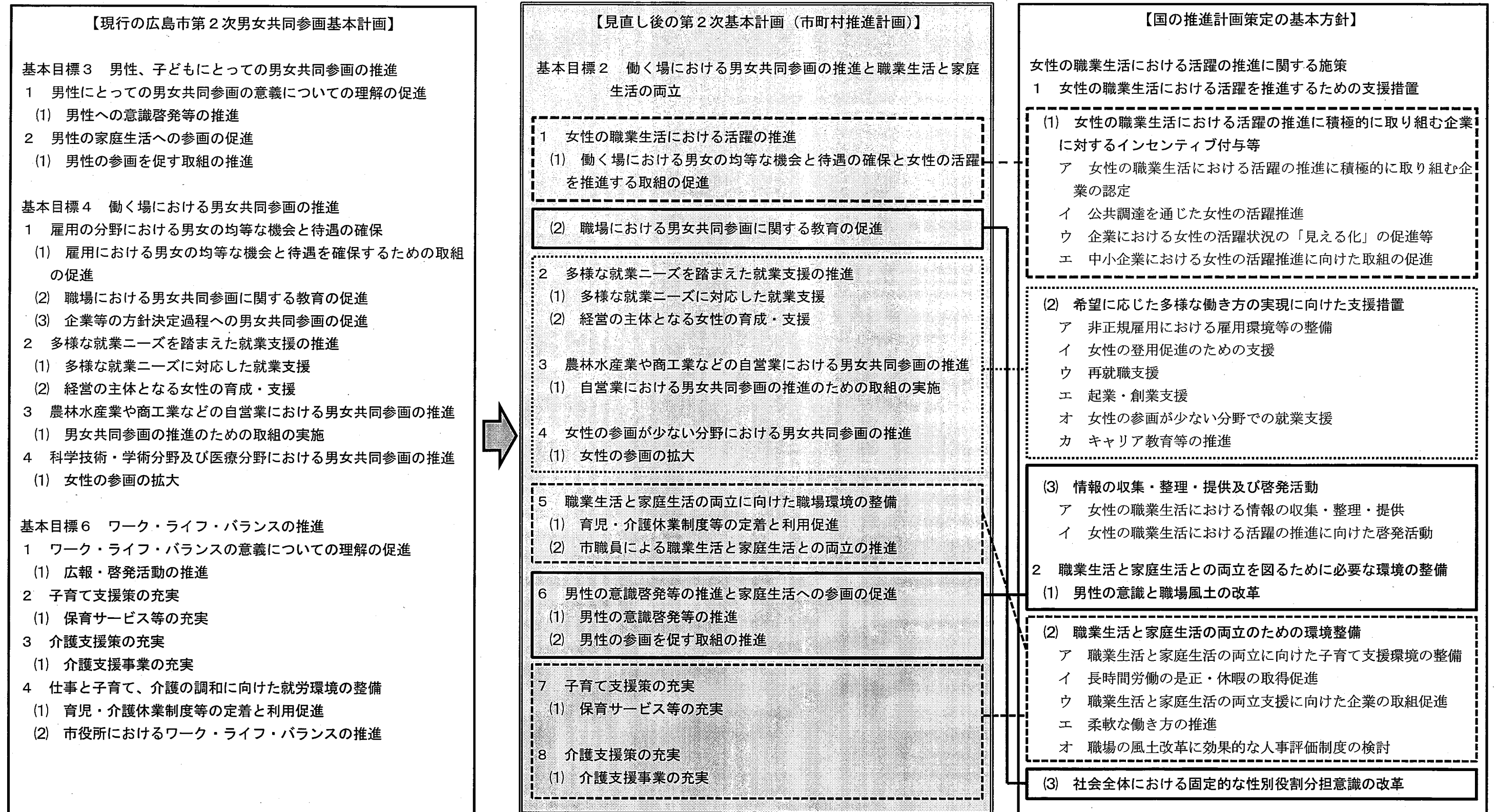


本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）の策定について

平成 27 年 9 月 4 日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、市町村は当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を策定することが努力義務とされた（法第 6 条第 2 項）。国は、市町村推進計画の策定に当たっての留意事項において、「市町村推進計画を男女共同参画基本計画の一分野として、市町村推進計画に該当する部分を明示し、両計画を一体で策定することも可能」としていることから、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の見直しにあわせ、現行計画の「基本目標 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」の男性の意識啓発・家庭生活への参画促進等に関する部分と「基本目標 4 働く場における男女共同参画の推進」「基本目標 6 ワーク・ライフ・バランスの推進」を統合・再構成し、市町村推進計画として位置付ける。



本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）策定の留意事項への対応について

平成 27 年 9 月 4 日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、市町村は、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を策定することが努力義務とされた（法第 6 条第 2 項）。国は、市町村推進計画の策定に当たっての留意事項を示しており、これについて以下のとおり対応する。

留意事項		対応案
位置付け	市町村推進計画を男女共同参画基本計画の一分野として、市町村推進計画に該当する部分を明示し、両計画を一体で策定することも可能である。	第 2 次広島市男女共同参画基本計画の見直しにあわせ、現行の「基本目標 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」の男性の意識啓発・家庭生活への参画促進等に関する部分と「基本目標 4 働く場における男女共同参画の推進」「基本目標 6 ワーク・ライフ・バランスの推進」を統合・再構成し、市町村推進計画に該当する部分として位置付ける。
推進体制の整備	女性の職業生活における活躍を行政全体として推進していくためには、首長を含め庁内の関係部局の職員間で共通認識を持つことが重要であることから、庁内横断的な連絡会議を設置するなどして、情報や意見の交換を行う。 なお、連絡会議は、既存の推進体制を活用することも可能である。	市長、全局・区長等で構成する「広島市男女共同参画推進本部」を活用し、状況に応じて部会を設け、総合的・計画的に施策を推進するとともに、機動性のある横断的な取組を推進するため、案件に応じて既存の庁内の各種会議等を活用・連携するほか、目的別にプロジェクトチームやワーキンググループを設置し、諸問題に対応する。
地域の実情及び住民ニーズの把握	女性の職業生活における活躍に関する地域の実情と課題を把握し、何に取り組むべきかを検討する。また、住民や各種団体を対象とした説明会や意見交換会の開催、推進計画案についての意見募集の実施に努める。	平成 26 年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」を活用し、施策を検討する。 また、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の見直し素案に関する市民意見募集を通じて、市町村推進計画に関する市民意見を募集する。
実施時期等の明記	実施時期を明示するとともに、取組の効果を客観的に検証できるような目標と数値目標を設定することが望ましい。	第 2 次広島市男女共同参画基本計画の見直しにあわせ、目標とする指標及び目標数値の見直しを検討する。
実施状況の点検・評価	施策の実施状況を点検・評価し、次年度以降の取組に反映させる。	毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を報告する中で、市町村推進計画の実施状況についても評価・報告し、次年度以降の取組に反映させる。
公表	推進計画を定め、又は変更した際には、適切な方法でこれを公表する。	市民と市政、本市ホームページ等を活用し、適切に公表する。